

## 産業廃棄物処理に係る排出事業者責任の徹底について

都では、産業廃棄物の不適正処理事案を撲滅に向けて、警視庁と連携した取り組みを強化しております。このたび、都内の産業廃棄物処理業者が、廃棄物処理法違反として警視庁に逮捕されました。

本事件は、マニフェストの信頼性を揺るがすとともに、委託側の排出事業者を欺く許しがたい不正行為であることから、都としてあらためて排出事業者の皆様へ注意喚起を促すものです。

### 1 事件概要

本年2月、産業廃棄物処理業者が、都内の6自治体から受託した汚泥を自社敷地内に放置し、最終処分していないにも関わらず、虚偽内容のゴム印を押したマニフェストを送付して最終処分が終わったように見せかけたとして、同社の代表者が廃棄物処理法違反で警視庁に逮捕されました。

### 2 排出事業者の皆様へ

廃棄物処理法では「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」と規定されています(法第11条)。多くの排出事業者は、許可を有する収集運搬業者や処分業者に廃棄物の処理を委託していますが、廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりありません。

排出事業者の責任として、委託基準やマニフェスト制度を遵守するほか、最終処分が終了するまでの工程を実地確認するなどの取組が一層求められます。

#### (1) 排出事業者の責任（廃棄物処理を他人に委託した場合）

##### ① 委託基準（法第12条第5項、施行令第6条の2）

排出事業者が処理業者と委託契約を結ぶにあたっては、「相手の業者が都道府県知事等の許可を受けているか」、「委託する産業廃棄物の種類や処理方法がその事業の範囲に含まれているか」などを確認し、法定記載事項を網羅した契約書で契約する必要があります。

##### ② 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト）（法第12条の3）

排出事業者は、廃棄した産業廃棄物が適正に運搬・処分されたことを自ら確認するため、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す際は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付するか、電子マニフェストを使用することが義務付けられています。

##### ③ 注意義務（法第12条第7項、平成23年2月4日付施行通知第9）

廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の工程において、処理が適切に行われるために処理施設の実地確認をするなど、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

## (2) 委託後の不適正処理の責任について

排出事業者は委託した廃棄物の不適正処理についての認識の有無にかかわらず、以下のような場合に、廃棄物の適正処理を命じられる可能性があります。

- ・ 上記(1)①②の委託基準や管理票に係る義務等に違反した。
- ・ 排出事業者が処理に必要な適正な対価を負担していなかった。
- ・ 上記(1)③の注意義務を怠った場合には、上記(1)①②の委託基準や管理票に係る義務等に何ら違反しない場合であっても一定の要件の下に対象となる。

## (3) 電子マニフェストの利用について

電子マニフェストを利用することは、今回のような不適正な処理の防止に対し、有効な手立てとなります。なお、東京都における産業廃棄物処理委託契約においては、電子マニフェストを原則利用することになっています（東京都グリーン購入ガイドにおける水準1）。

## (4) 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の活用について

都や国の制度では、一定の基準を満たした優良な産業廃棄物処理業者を認定しています。業務を委託する際には、こうした優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の活用も不適正な処理の防止につながる有効な手立てとなります。なお、都の制度では、3年毎の更新時に現地審査も実施した上で認定をしています。

## (5) その他

都の中央防波堤埋立処分場では、都内の中小企業者等から排出され、あらかじめ承認を受けた産業廃棄物のみを受入対象としております。承認等を受けていない場合には、最終処分先が都の中央防波堤埋立処分場となることはありませんので、あらためてご注意ください。

## 3 排出事業者責任に基づく措置について

- (1) [排出事業者責任に関連する都のホームページ](#)（リンク有）



- (2) [産業廃棄物処理に係る都のモデル契約書等](#)（リンク有）



- (3) [都の優良認定制度の活用について](#)（リンク有）



皆様におかれましては、既に十分にご承知の事と存じますが、今回のような不適正事案を根絶させるため、より一層の排出事業者責任の徹底に向けて、引き続きご協力をお願いいたします。

問 合 せ 先	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当
	電話 03-5388-3586
	東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 規制指導担当
	電話 042-528-2694